

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- REACH 規則 Annex X VII (制限) の修正に関する官報公布

2) 内容

- 2023年9月27日、REACH 規則 Annex X VII (制限) を修正する官報 (EU) 2023/2055 が公布された。今回の修正は、エントリ 78 (マイクロプラスチック) の追加に関するもの。
- 追加の概要は以下となる。(詳細は官報を参照してください)

- 78. Synthetic polymer microparticles (合成ポリマー微粒子)

固体のポリマーで以下の両方の条件を満たす:

- (a) 粒子中に含まれ、その粒子の少なくとも1重量%を構成する、または粒子上に連続的な表面コーティングを形成する;
- (b) (a) で言及される粒子の少なくとも1重量%が、以下の条件のいずれかを満たす:
 - (i) 粒子のすべての寸法が5mm以下である;
 - (ii) 粒子の長さが15mm以下であり、長さとの直径の比が3より大きい。

以下のポリマーはこの指定から除外される:

- (a) 自然界で行われた重合プロセスの結果であり、抽出されたプロセスとは無関係なポリマーで、化学修飾物質でないもの;
- (b) 付録15に従って証明された分解可能なポリマー;
- (c) 付録16に従って証明された、溶解度が2g/Lを超えるポリマー;
- (d) 化学構造中に炭素原子を含まないポリマー。

- 主な制限内容

- 合成ポリマー微粒子が、求められる特性を付与するために存在する場合は、0.01重量%以上の濃度で混合された物質として上市してはならない。

3) SEAJ コメント

- REACH 規則 Annex X VII (制限) の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- なし

5) 関連情報

- 官報 (EU) 2023/2055のURL

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R2055>

6) その他

- なし